

秋田市公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、公立大学法人秋田公立美術大学第3期中期目標を定めたので、同項の規定に基づき、公告する。

令和6年12月25日

秋田市長 穂 積 志

公立大学法人秋田公立美術大学第3期中期目標

前文

秋田公立美術大学は、平成25年4月の開学以降、東北唯一の公立の美術系大学として、次の4つの事項を基本理念として掲げ、その実現に向け、これまでの美術領域の枠にとらわれない特色ある教育と研究により、新しい芸術的価値を生み出し、世界に向けて発信することや、秋田の伝統・文化を生かした芸術の創造に取り組むことにより、現代における芸術・文化の発展に貢献してきた。また、様々な研究成果を地域に還元することで地域社会への発展に寄与してきた。

- 1 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学
- 2 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学
- 3 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学
- 4 まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学

一方、この間、急速な人口減少に伴い、18歳人口も減少局面に突入し、高等教育機関を取り巻く社会情勢がより一層厳しさを増す中、秋田公立美術大学には、学修意欲のある学生を確保するため、大学のブランド力を高めることや、地域に根ざす大学として、本市の目指す「芸術文化の香り高いまちづくり」への貢献や、地方創生への寄与が求められている。

こうした更なる時代の変化に対応した大学運営と、地域社会への貢献にこれまで以上に積極的に取り組み、独創的で魅力ある大学づくりを推進す

るため、第3期中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学 部	美術学部
大学院	複合芸術研究科

第2 教育の質の向上に関する目標

1 教育の充実に関する目標

(1) 教育課程・研究指導の充実

大学の4つの基本理念の実現に向け、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成度を把握し、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育課程の不断の見直しを行い、豊かな教養と深い芸術の専門性を備え、新しい芸術表現を模索しながら創造性を発揮できる人材を育成する。また、大学院においては、多様化する現代芸術領域と複雑化する地域課題に対応しうる高度な実践力と専門性を兼ね備えた人材を育成する。

(2) グローバル人材の育成および国際交流の推進

グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる人材を育成するため、外国語教育の充実や海外の交流提携校の拡充を行うとともに、留学や研究活動を支援する。

(3) 教育力の向上

教員の教育力および教職員の資質の向上のため、FD（※注1）・SD（※注2）活動を推進するほか、学生による授業評価等を活用し、教育活動の改善と充実を図る。

※注1 FD（ファカルティ・ディベロップメント）

教員の教育研究活動および業務遂行に係る資質の向上と能力の開発

を図るための組織的な取組

※注2 SD（スタッフ・ディベロップメント）

教職員の大学管理運営および教育研究支援に係る資質の向上と能力の開発を図るための組織的な取組

2 学生確保の強化に関する目標

(1) 入試制度の検証

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、意欲ある優秀な学生を確保し続けるため、多様な選抜を行うとともに、必要に応じ入学者選抜方法の在り方を検証する。

(2) 入試広報の充実

意欲ある優秀な学生の出願を促進するため、各種媒体の活用により、大学の特色や求める人材像について積極的に情報発信するなど入試広報活動の充実を図る。

第3 学生支援に関する目標

1 学修支援の充実に関する目標

(1) 学修環境の整備

学修環境の維持・向上を図るため、長寿命化やバリアフリー化の観点から、計画的かつ効果的に施設設備の維持管理を行う。

(2) 創作活動等の支援強化

学生自らが、意欲を持って創作活動に取り組み、その成果を披露又は展示できるよう、創作・展示スペースの確保等に取り組む。

2 生活支援の充実に関する目標

(1) 相談体制等

学生が心身両面において健康で、充実した大学生活を送ることができるよう、健康管理や生活相談などの充実を図る。

(2) 経済的支援

学生が経済的に安定した環境で大学生活を送ることができるよう、授業料の減免等の必要な支援を行う。

3 進路支援の充実に関する目標

学生自らが、将来への目的意識を明確に持ち、その目的を達成する

ために必要な教養やスキルを身に付けることができるよう、キャリア教育の充実を図るとともに、進路希望に応じた支援を行う。

4 総合的な支援の充実に関する目標

多様化する学生のニーズに的確に対応できるよう、ダイバーシティの推進等により、学生一人ひとりが学修活動に専念できる環境を整える。

第4 研究の質の向上に関する目標

1 研究水準の向上に関する目標

(1) 先鋭的・複合的な研究の推進

新しい芸術領域の創造や地域課題の解決に資するため、先鋭的・複合的な研究を積極的に推進する。

(2) 研究成果の発信

大学の研究成果を広く国内外に発信し、大学の存在感を向上させる。

2 研究支援体制の充実に関する目標

(1) 外部研究資金獲得の強化

研究活動を活性化するため、科学研究費助成事業等の外部研究資金の獲得に向け、組織的な支援を行う。

(2) 若手研究者の育成等

多様な研究活動の活性化を図るため、若手研究者の育成等に努める。

(3) 研究不正防止の徹底

研究不正を未然に防止するため、研究倫理教育の実施により教員のコンプライアンス意識の醸成を行う。

第5 社会連携の充実に関する目標

1 地域社会への貢献に関する目標

(1) 地域貢献活動の充実

「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」という基本理念の更なる推進のため、地域のシンクタンクとして、課題の解決や芸術文化活動の担い手の育成などに積極的に取り組み、地域社会

の発展や文化の振興などに貢献する。

(2) 産学官連携の推進

産学官との連携を強化し、大学の教育研究成果を地域社会に還元する。

2 他大学等との連携に関する目標

各種コンソーシアム等への参画を通じて、多様な教育機会を地域に提供するほか、他大学との交流事業の成果を地域社会に還元する。

第6 自己点検・評価等に関する目標

1 自己点検・評価の実施に関する目標

中期計画に掲げる各項目の着実な履行を確保するため、自己点検・評価を定期的に実施するほか、秋田市公立大学法人評価委員会等による外部評価の結果を業務運営に反映させることにより、教育研究の内部質保証を図る。

2 積極的な情報公開の推進に関する目標

地域社会や学生、後援会等に対する説明責任を果たすため、業務運営等に関し積極的な情報公開を推進する。

3 戦略的広報の展開に関する目標

大学のブランド力を向上させるため、特色ある教育研究活動やその成果、卒業生の活躍、地域貢献活動等について、積極的に国内外に情報発信を行い、大学の存在感を高める戦略的な広報活動を展開する。

第7 業務運営の改善および効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 教職協働等による機動的・効率的な業務運営

社会の変化に即応するため、教職員の協働による連携体制を維持し、機動的かつ効率的な組織運営を推進する。

また、事務処理の効率化を図るため、既存業務の見直しおよび合理化に取り組むとともに、外部委託を有効に活用する。

(2) 監査制度の充実

適正な法人運営を確保するため、監査制度の充実を図り、監査の実効性を高めるほか、内部統制システムが有効に機能するよう、モ

ニタリングを行う。

(3) 人事制度の運用

教職員の意欲を高め、その能力を最大限に生かすため、人事計画に基づく適正な人員配置や、実績に基づく公正な人事評価を実施する。

(4) 安定的な情報環境の整備と情報セキュリティの強化

教育研究活動および大学運営の基盤として設置・運用された情報システムを常時安定して供用できるよう情報環境を整備するとともに、個人情報や研究成果などの情報資産の機密性を保持するため、情報セキュリティをより一層強化する。

(5) 働きやすい職場環境づくり

全教職員が心身の健康を保ち、能力を最大限発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方の多様化への対応に取り組むほか、学内におけるハラスメントの防止やメンタルヘルス対策などを充実させ、より働きやすい職場環境づくりを進める。

2 財務内容の改善に関する目標

(1) 自己収入の確保

厳しい財政状況の中で、経営力を強化していくため、寄附金の受入れ、資産の有効活用等により自己収入の確保に努める。

(2) 安定的な財政運営

教育研究の質を確保しつつ、自律した持続可能な大学運営を行うため、効率的かつ効果的に予算を配分し、安定的な財政運営に努める。

3 その他業務運営に関する重要目標

(1) 大学支援組織等との連携強化

学外からの支援の充実を図るため、同窓会、後援会等との連携を強化する。

(2) 危機管理体制等の充実

自然災害等の発生時に備えて策定した業務継続計画や危機管理基本マニュアル、感染症対策マニュアルに従って、適時必要な措置を

講じるとともに、必要に応じて計画等の見直しを行う。また、事件、事故および学内外でのトラブルの発生時に、迅速かつ適切に対応できる体制を維持する。

(3) 法令遵守の徹底

教職員の非違行為や不正経理等を未然に防止するため、コンプライアンスを徹底する。